

教育課程連携協議会の審議内容及び意見の概要

●授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項 (専門職大学院設置基準第6条の2第3項第1号) ●授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項 (専門職大学院設置基準第6条の2第3項第2号)	(審議内容の概要)
	研究科での授業に関する状況把握と方針の提案
	(学長への意見の概要)
	・デジタル・ICT活用 ・修了生との連携 ・SDGsの活動については、社会情勢や設置者意向もあり、このまま進めることが妥当 ・企業との連携
	(意見を踏まえた対応状況)
	・個別科目への反映(SDGs関連プログラムの継続) ・修了生の非常勤講師としての登用 ・企業との連携協定締結